

審 査 請 求 書

2006年6月8日

神奈川県開発審査会 御中

審査請求人_____氏ほか16名

上記代理人弁護士 薦 田 哲

同 越 智 敏 裕

【大船M-P J 開発による緑地喪失事件】

(開発許可取消し審査請求事件)

次のとおり審査請求します。

- 1 審査請求人の住所・氏名
別紙審査請求人目録記載のとおり（17名）。
- 2 審査請求に係る処分
鎌倉市長石渡徳一が平成18年4月27日付け鎌倉市指令開指第7-42号をもって、
許可申請者・小松原建設株式会社代表取締役 小松原廣純に対してなした開発行為の許可処分。
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
平成18年4月28日
- 4 審査請求の趣旨
「2項記載の処分を取消す。」との裁決を求めます。
- 5 審査請求の理由
別紙審査請求の理由記載のとおり。
- 6 処分庁の教示の有無及びその内容
なし。
- 7 添付書類
委任状 1通
下記資料一覧（1～20） 各1通

資料一覧

- 資料 1 「位置図」(案内図)の写し
- 資料 2-1 事業区域周辺図 1
- 資料 2-2 「 〃 〃 周辺図 2
- 資料 3 現況図の写し
- 資料 4 土地利用計画図(配置図)の写し
- 資料 5 公図の写し
- 資料 6 切り通し石垣の全体写真
- 資料 7-1 「岡本二丁目マンション計画について」の写し
- 資料 7-2 「参考資料」の写し
- 資料 8 市道053-101号線階段縦断図の写し
- 資料 9 神奈川県土砂災害危険箇所マップ(岡本二丁目を含む)
- 資料 10 平成16年10月の台風時の土砂崩壊箇所写真
- 資料 11 「開発事業に関する変更協定書」および図面の写し
- 資料 12 「開発行為許可書」の写し
- 資料 13 「開発行為許可申請書」の写し
- 資料 14 「宅地造成に関する工事の許可申請書」の写し
- 資料 15 「設計説明書」の写し
- 資料 16 「従前の公共施設一覧表」の写し
- 資料 17 「開発基準適合確認通知書」の写し
- 資料 18 「緑地保全推進地区指定の状況」及び岡本地区指定地図の写し
- 資料 19 尾根線と建物高さ関係図
- 資料 20 大船観音前の景観予想図

以上

審査請求人目録

- (1) 鎌倉市岡本 _____
- (2) 鎌倉市岡本 _____
- (3) 鎌倉市岡本 _____
- (4) 鎌倉市岡本 _____
- (5) 鎌倉市岡本 _____
- (6) 鎌倉市岡本 _____
- (7) 鎌倉市岡本 _____
- (8) 鎌倉市岡本 _____
- (9) 鎌倉市岡本 _____
- (10) 鎌倉市岡本 _____
- (11) 鎌倉市岡本 _____
- (12) 鎌倉市岡本 _____
- (13) 鎌倉市岡本 _____
- (14) 鎌倉市岡本 _____
- (15) 鎌倉市岡本 _____
- (16) 鎌倉市岡本 _____
- (17) 鎌倉市岡本 _____

以上

審査請求の理由

はじめに

本審査請求は、鎌倉市長（以下「処分庁」という。）が、自ら行った開発行為の許可処分が接道条件の欠如を理由に貴審査会の裁決によって取消されたにもかかわらず、裁決にかかる申請に対して、裁決の趣旨に従った処分をせず、従前の申請をそのまま維持させたうえ、開発区域の変更などの形式的な図書記載の変更により接道条件を満たしたとして、審査請求2項記載の許可処分（資料12、以下「本件処分」という。）を行ったことにつき、手続き上および実体上の違法を理由にその取消を求めるものである。

第1 審査請求人らと開発計画

1 審査請求人ら

審査請求人目録(1)ないし(15)記載の審査請求人らは、いずれも後記の本件開発区域に近接する自宅建物に居住するか、近接する所有不動産をもつ者である。

同目録(16)(17)記載の審査請求人らは、本件開発区域のある岡本樹林地（丘陵地）と隣接する観音山（大船観音）の一角に居住する者である（資料2-1, 2）。

2 開発計画と変更の概要

(1) 開発計画の概要

本件処分は、下記①の土地（以下「本件開発区域」という。）に建築する共同住宅を予定建築物とし、下記宅地造成を主たる内容とする開発行為（以下「本件開発行為」という。）についての都市計画法（以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく処分である。（資料1ないし5）

本件開発区域は、JR大船駅西口の近傍にあり、切り通しの鎌倉市道053-000号線をはさんで、大船観音と対峙する位置にある岡本丘陵地の先端部分に当たる。

記

- ① 開発区域 鎌倉市岡本二丁目78番-1ほか5筆
- ② 上記面積 2,537.22㎡（変更前 2,478.29㎡）
- ③ 予定建築物の用途 共同住宅
- ④ 宅地造成の概要
 - 宅造面積 2512.29㎡
 - 切土面積 841.87㎡ 切土量 1518.1㎡

盛土面積 140.70m² 盛土量 112.4m³

- ⑤ 事業者 小松原建設(株) 神奈川県綾瀬市深谷4601番地
- ⑥ 設計者 (株)東洋エンジニアリング横浜支店
- ⑦ 工事施行者 株式会社鴻池組東京本店
- ⑧ 工事完了(予定) 平成19年1月31日

(2) 変更の概要

公開請求で入手した処分庁の開発許可関係図書では、新設道路を含む計画変更の詳細は明確でない。計画変更の概要は、市道053-000号線を開発区域外の既存道路とし、市道053-101号線の一部、岡本二丁目260番2の土地及び予定建築物の敷地の一部の土地について、新たに道路を築造するとし、新たに市道053-101号線の一部を開発区域に含めるものである(資料7-1, 2)。

なお、資料11の図面(公共施設新旧対照図(新-2))、資料4の図面(土地利用計画図(配置図)(新-2))で新設道路の面積等が示されているが、当該新設道路の起点・終点および幅員、形態等がなんら明らかにされていない。仮に土地利用計画図記載の通りだとすると、「新設道路」の形状は極めていびつで不整形となり、到底、道路法上の道路としての要件を満たすものとは考えられない。

第2 手続違法

1 行政不服審査法上の違法

貴審査会は、平成17年12月9日付け神開審29号をもって、処分庁が行った平成17年3月14日付け鎌倉市指令開指第7-42号開発行為の許可処分(以下「本件旧処分」という。)を取り消す裁決(以下「本件旧処分裁決」という。)をした。本件旧処分裁決の違法理由は、都市計画法(以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づく本件旧処分における、予定建築物の敷地に直接接している岡本二丁目260番の2の土地(以下「260-2の土地」という。)が「道路法の道路ではないだけでなく、現状では道路状にもなっておらず、また将来道路になることについて具体的に示されてもいないことから、法施行令第25条にいう道路と解することはできない。」として、法第33条第1項第2号、法施行令第25条2号の接道要件を欠いているというものである。

行政不服審査法43条1項は、裁決の拘束力を定めており、処分庁は裁決の内容を実現する義務を負っている。そして、同法43条2項は、「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する

処分をしなければならない。」と定める。本条項の後段は、誤って却下・棄却処分をされた申請に対して改めて審査の上処分をすべきであるとしたものであり、本条項の前段は、手続きの違法又は不当を理由として取消裁決があった場合には、従前の申請を前提としてもなお認容処分をする余地があるから、従前の申請を維持させて改めて申請に対する処分をすべきものとしたのである。

これに対し、本件旧処分裁決のごとく実体上の理由で取消があった場合には、もはや従前の申請に対して認容処分をする余地はないから、裁決の趣旨に従うならば、却下ないし拒否処分をするほかないはずである。すなわち、本件では処分庁は、開発許可申請に対する拒否処分をすべきであった。

この点、行政手続法7条は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、行政庁が申請者に対して補正を求めうる（義務とは理解されていない）ことを定めているが、本件では、申請の実体的要件に適合していないとして取消裁決を受けたものであり、補正の余地はないから、行政庁は、裁決の趣旨に従い、申請拒否処分をすべきものであったのである。

ところが、処分庁は拒否処分をすることなく、実体的要件を欠いているはずの従前の申請を前提に、申請者から上記第1の2記載のような重大な計画変更の申請を受理し、本件許可処分を行った。

したがって、本件処分は、本件旧処分裁決の趣旨に従わず、従前の申請について行われたものであり（資料12,13）、行政不服審査法43条1項に違反する違法かつ不当な処分である。

2 条例上の手続違反

本件処分は違法な手続で行われた申請を看過した違法がある。

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（以下「条例」という。）は、都市計画法33条3項、4項に基づく委任条例であり、本件開発許可申請においても適用される。

同条例によれば、申請者は、近隣住民等、周辺住民等への説明を実施し、その結果を市長に報告するなどの義務を負う（条例16条～20条）。さらに、申請者は、説明の実施の有無及び説明を行った場合における状況を記載した報告書（計画公開等結果報告書）を作成・提出し（条例21条）、当該計画公開等結果報告書は一般の閲覧に供される（条例22条）。その上で、条例上の適合審査がされ、初めて開発許可申請をすることができるのである。

これらの規定は、大規模な開発行為が近隣・周辺住民に対して大きな影響を及ぼすこ

とから、事前に開発計画の内容を利害関係者に周知させた上で、適切な利害調整を図るために設けられたものであるから、開発計画が変更された場合には、変更後の開発計画の周知とこれを前提とした利害調整の手続が条例上要求されるものである。

この点、確かに条例29条は変更申請手続を規定しており、本件では、条例上の手続において「軽微な変更」であるとして処理を行っているようである（資料13ないし17）。しかし、条例29条の変更手続は、適法な申請に関する軽微な変更に関するものであって、本件のごとく実体上違法とされ、取消裁決を受けた許可処分にかかる申請、すなわち実体的要件を欠くとされた申請についてこれを適法なものに変更することは、同条の予定するところではない。仮に便宜上、条例上の変更手続によるとしても、本件の変更が「軽微な変更」に当たらないのは明白であり、結局、条例上の手続違反は免れない。

したがって、本件処分は、申請について条例上の手続が遵守されていないのに、その違法を看過したままのものであり、本件処分には、条例（少なくとも16条ないし23条、24条ないし28条および29条）に違反する手続違法がある。よって法33条違反の違法がある。

3 法32条同意の違法と重大な手続き上の瑕疵

(1) 法30条違反

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得なければならない（法32条）。

本条の「公共施設」は、「道路、公園」等（法4条14号）であり、「道路」は道路法2条1項に規定する道路、道路運送法2条8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所（道路交通法2条1号）をいうものと解されている。

本件の計画において、「開発行為に関係がある公共施設」となるのは、開発区域外にあって、開発区域に接続することとなる道路である市道053-000号線と、一部が開発行為の実施に伴って変更又は廃止されるとともに、一部が開発区域内にある公共施設として市道053-101号線がある。

本条の同意については、公共施設の管理上の事由により同意すべきか否かを判断すべきであると解される。

ところが、処分庁は、「開発事業に関する変更協定書」（資料11）をもって同意書の提出に代えており、同書の同意ではどの公共施設の同意であるかさえ明らかでない。したがって、法32条の対象となる公共施設すべての同意があったかが明確でない。例えば、市道053-101号線は新設道路の影響等について、市道053-000号線は歩道の切り

下げ、側溝整備やバリアフリー化等について公共施設管理者の具体的な同意があったとはいえない。このような同意は法32条の趣旨に反し、法30条2項で添付を義務づけられている同意書とはいえない。

(2) 同意権濫用の違法

次に、本件において鎌倉市は、公共施設管理者として、260-2の土地を道路、すなわち公共施設と誤認したうえ、石積みを平坦にすることで道路機能が増すと即断した。しかも公共施設であるから編入同意も裁量の余地がないとの前提で、当該土地はもちろんのこと、市道053-101号線の一部も開発区域に編入して、本条の同意をした。

この点、都市計画法32条3項は、「公共施設の適切な管理を確保する観点から」、公共施設管理者と申請者との間で協議をすべきものと規定しているから、32条同意は公共施設の適切な管理を確保する観点からされなければならない。何が「公共施設の適切な管理」であるかについては、行政庁の技術的裁量があるとしても、その裁量は無制約ではなく、例えば、申請者の利益のみをことさらに優先したような同意、公共施設の従前の利用者、多数の利用者にとって不適切な変更であるにもかかわらずこの点を看過したような同意は、裁量権の逸脱・濫用として違法となる場合がある。

そもそも260-2は、公共施設としての道路でない。また、石積みを平坦にすることにより当然に道路管理が適切になるわけではない。市道053-101号線は階段状の道路で、歩行者が車両との衝突といった危険をまったく感じないでのんびりと往来ができる生活道路である(資料6)。開発行為で新設される道路は、予定建築物のマンションから多数の車両が出入りするものであり、既存の市道053-101号線利用者はその車両往来の危険にさらされて通行することになるのである。しかも緩やかな勾配であった市道053-101号線は、新設道路が交差する幅の分、削減・変更され、勾配が急となり、階段の上り下りがきつく、かつ、危険さえ伴うものとなるのである(資料8)。

このように、本件同意においては、開発許可を与えるためだけに申請者のみの便宜を図るものであって、同意の結果生じる不利益、すなわち道路管理上考慮すべき交通の危険性が増大することや歩行の不便さが拡大することについて、適切な考慮がまったくなされていない。したがって、鎌倉市が行った同意は、考慮すべきことを考慮せず、誤った前提で行ったもので、裁量権の逸脱・濫用として、違法である。

(3) 編入同意の違法

また、そもそも公共施設であるか否かにかかわらず、開発区域に編入することが義務付けられることもない。鎌倉市の判断はまったく誤った前提に立っている。当該編入の

目的が新設道路の開設であるとしても、そもそも新設道路が道路認定の要件に適合しないと解すべきである。

道路法8条は市町村道の路線認定の手続を定め、市町村長が認定権をもつとして、あらかじめ議会の議決を経ることとして、認定要件については各市町村の判断に委ねられている。鎌倉市では路線認定の要件が明示的に示されていないが、一般に路線の起点・終点が道路法の道路に連絡するなど、交通上の公益性が認められることが必要とされている。ところが、本件の新設道路は、一方が予定建築物の敷地に連絡する道路で、同敷地が接する道路開設のためにのみ開設されるものであって、公益性を欠いている。なお、市道053-101号線は歩行者専用の階段状であり、路線認定で考慮されるべき連絡する道路とはいえない。したがって、新設道路が適法な路線認定を得られない以上、当該道路用地としての編入行為は裁量権の逸脱として違法である。

本来、既存市道を開発区域に編入して新たに道路を開設することは、手続き上、許容されないというべきである。仮に市長が路線認定を事実上承認していたとしても、議会が公益性の欠如を理由に承認しなければ路線認定できない。本件ではまさにその危険が極めて高い。元市道であった部分が市道でなくなることによる損失は近隣住民はもちろん鎌倉市民にとって重大である。以上から、既存市道については開発許可申請以前に、議会議決を経てその一部廃止ないし変更および新路線の各承認を行う必要がある。ところが、本計画は、かかる路線認定や廃止手続を欠いたまま、既存道路を開発区域に編入した違法がある。

(4) 重大な手続き違法

公共施設の管理者としての同意は、開発許可処分そのものの実体的な要件とはいえないが、同意なくして許可申請はありえない関係にあり、許可の前提条件というべきであり、その手続き上の瑕疵は顕著かつ重大な違法があるから、本件処分もその違法性を継承し、違法である。

第3 法33条の許可基準違反の違法

1 法33条1項2号の道路要件の欠如

(1) 法施行令25条1号違反

法施行令25条1号は、「道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。」と定める。

開発区域外の道路の機能を阻害する場合とは、様々なものがありうるが、例えば、歩行者の安全を重視して、歩行者のための道路として供用されていた道路について、歩行者を車両通行の危険にさらすような場合には、当該道路の機能を阻害するものであるといえる。

本件において考慮されるべき開発区域外の道路とは、歩行者専用の道路であり、近隣住民の生活道路として供用されてきた市道053-101号線である。本計画で新設される道路は、前記のとおり市道053-101号線の一部を編入して造成されるものであるにもかかわらず、同市道の進行方向と直角に交差したうえ、多数の車両通行を主たる目的とするため、少なくとも開発地域編入部分については歩道が分断されることになり、市道053-101号線が担っていた歩行者の通行の用に供する機能を著しく害するものである。すなわち、本件開発地に含まれ、「新設道路」とされる市道053-101号線部分の今後の帰趨は必ずしも明らかではないが、少なくとも事実上この部分については従来どおり歩行者専用の道としての安全性は確保されず、本件開発によるマンション居住者の車両通行（それは常に歩道を横断する形をとる）の用に供されることになる。しかも新設道路用に、同市道の階段部分を後退させるため、踊り場が極端に短縮され、階段全体の勾配が急となり、歩行者の利便性および安全性を著しく害することとなる。

このような道路は本号に適合せず、道路として認められないものである。

（２）法施行令 25 条 2 号違反

また、本計画において予定建築物の敷地が接する道路は、開発行為によって新設される道路とされている。しかし、新設道路の一部に編入されているのは市道053-101号線の一部であり、当該市道部分は道路法10条3項の路線廃止手続を経る必要があるにもかかわらず、かかる手続を欠いている。路線廃止には、廃止の公益性が必要であり、かつ、議会の議決手続を経なければならないのであるから、かかる手続欠如は重大な違法である。法施行令25条2号の道路は、新設道路についても道路法の道路となることが前提である。既存道路と新設道路は両立できない以上、既存道路が存立する状態で新設道路を開設することができない。つまり、既存路線について廃止手続を欠いたまま、新設道路とすることができないと解すべきである。新設道路開設後に路線廃止・新路線認定を得ることは、法の予定していないところと解すべきである。

したがって、新設道路は、市道053-101号線の一部を除外すると、残存部分だけでは法施行令25条2号の道路としての要件を欠くと言うべきである。また、当該新設道路は、法施行令25条4号で接続が必要とされている開発区域外の幅員9m以上の既存道路である市道053-000号線に接続できないので、同号に適合しない。よって、本件処分は違法

といわざるをえない。

(3) 法施行令 25 条 4 号違反

また、法施行令 25 条 2 号において接続が求められる開発区域内の道路のうち、同 4 号の主要な道路は、大規模な開発行為の結果として生ずる多数の交通（特に車両交通）を支障ないものとし、かつ緊急時において緊急車両の出入りを支障ないものとする規模と機能を有する道路であり、形式的に 6 m を越える「道路状の用地」に接してさえいれば同号の要件を充足するというものではない。

本件開発計画においては、実質的に接続道路としての要件を充足する道路は市道 053-000 号線のみである。もし市道 053-000 号線が存在せず幅員 4 m の道路であるとすれば、いかに新設道路部分だけを整備しようとも接道要件を充足しないはずである。それは接続部分の幅員だけ 6 m 以上の道路を確保しても、交通上、安全上、接続道路としての機能を果たしえず、法令が接道を求めた趣旨には適合しないためである。この理解は、建築基準法及び関係条例上、いわゆる「蛇玉道路」が接道要件を充足しないものと行政実務において通説的に理解されていることと同様である。

そして、この理解は道路の進行方向との関係で蛇玉を作る場合（本件旧処分の場合）でも、蛇玉部分に「新設道路」を形式上設ける場合（本件処分の場合）でも同様である。そう理解しなければ蛇玉部分の見方を変えるだけで、あたかも「だまし絵」のように違法を適法に変えることを認めることになりかねない。本件において、新設道路とされる道路状の部分は、進行方向の長さよりも幅員が広いという奇妙な道路である。このような形式上、接道要件の充足のみを目的として設置され、接続道路としての実質的な規模と機能を有するとはいえない道路は、上記の接続道路を法令が要求した趣旨からすれば、施行令 25 条 2 号の道路とはいえない。

しかも、本件においては、新設道路（北東～南西方向）の一部であり、実質的な接続道路としての機能と規模を有する市道 053-000 号線との間には、従前から歩行者専用の歩道・生活道路として利用されてきた市道 053-101 号線（北西～南東方面）が存在しており、新設道路のうちこの部分については、上記のような趣旨からすれば、新設道路の中で全く異なった機能を果たす部分であって、この部分を接続道路の範囲に含めて接続要件の充足を判断することはできず、本件新設道路部分は実質的な接道要件を充たす市道 053-000 号線とも接続していないことになる。

したがって、本件新設道路は、施行令 25 条 4 号にいう主要な道路にはあたらない。本件処分は、施行令 25 条 4 号の要件を充足しないにもかかわらずされた違法な処分である。

2 法33条1項7号基準違反の違法

本件開発区域周辺は、鎌倉市企画部総合防災課によると崩壊危険区域並びに液状化想定区域に指定されている(資料9)。本件開発区域は、一昨年10月の台風の際に崖崩れを起こした斜面の直近上方に位置している(資料10)。しかし、本計画では、共同住宅建設工事に伴う切土等により生ずる法第33条第1項第7号の安全上の措置が十分に行われていることの検証がなされていない。また、隣接する周辺住宅の安全を確保するための措置も明示されていない。

とりわけ昨年暮れ、工事停止した後、長期にわたり大きく切土されたままの状態にありこの間風雨に曝されていたにもかかわらず、本件処分は、かかる不安定な状態を前提とした安全措置を講じておらず、従前の計画のままであるから、到底本号の安全上の措置を講じたとはいえない。

3 法33条1項14号違反

本号は、開発区域内の土地所有者をはじめとする当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を要件としている。この点、鎌倉市は、260-2の土地および市道053-101号線の一部を編入する同意をしているが、本号の同意を得ているかは明確でない。鎌倉市が、編入の同意を前提に、本号の同意を行ったのであれば、編入同意が先述の通り違法であり、これと一体の関係にある本号の同意も瑕疵のある同意として有効でないと解すべきである。

4 法33条1項2号違反の違法

本号は、道路以外にも、公園、広場その他の公共の用に供する空地について、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されることを要件とする。しかも当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していることを求めている。

ところで、平成8年4月策定の「鎌倉市緑の基本計画」では、主たる課題のひとつである景観の課題として、市街地景観の質を高め、かつ、車窓景観を構成する緑の保全・創造が必要とする。さらに、鎌倉を印象付ける都市景観上の目印となる緑地、車窓景観を構成する緑地として保全する樹林地として、一山形状をなす観音山、岡本をあげている。

その後、平成9年7月制定の鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づき、平成12年4月に本件開発区域を含む岡本地区約5.19haを緑地保全推進地区に指定、平成14年4月に同地区の一部約3.2haを特別緑地保全地区に指定し(資料18)、岡本樹林地はまさに

緑の計画にそって緑地の保全がまさに全市的に支持されてきたのである。

ところが、本件計画は、条例上の適切な手続きを経ないで、緑地保全推進地区に属する緑地を破壊するものであり、実質的に本号の空地の都市計画に匹敵する緑の基本計画に適合しないものである。

したがって、本号に実質的に違反しているといわざるを得ない。

また、予定建築物が尾根線を超えるほど巨大で、緑地保全が求められている岡本樹林地の景観破壊となることは必至である。加えて、本件開発区域は、鎌倉の玄関口大船駅のシンボルである大船観音山に隣接した位置にあり、予定建築物は大船観音と対峙する形となり、これは、周辺住民や大船駅を利用する者のみならず、J R各線や湘南モノレール線からの車窓、小袋谷跨線橋等の周辺地区からの眺望・景観や大船観音像が人々に与える安らぎを乱すものである。（資料19,20）

第4 審査請求人らが受ける不利益・被害

本計画は、上記のとおり違法なものであるが、先に述べたとおり、まず第一に、審査請求人ら近隣住民にとって、日常的に往来する生活道路である市道053-101号線の利用に重大な支障をきたすことになる。第二に、がけ崩れの危険は回避されておらず、審査請求人らの生命・身体および財産に重大な危険がある。第三に、緑地景観の破壊により近隣住民の景観利益が侵害される。

第5 結論

以上のとおり、本件処分は、明らかに違法であるから、直ちに取り消し裁決をされたく、本審査請求をする次第である。

以上